

2011 年 2 月 9 日

JC 総研「TPP 疑問・反論シリーズ」(その 3)

**米国の消費者・環境保護団体は TPP のどの部分に関心を強めているのか？
～「米国の環境保護や食品安全基準を基礎に」が基本的スタンス～**

<多種多様な市民団体や環境保護団体との連携を重視するオバマ政権>

米国では様々な市民団体や環境保護団体が、会員の会費や一般市民の寄付、出版事業による収益等によって研究者や政策担当者を雇い、それぞれの目的を達成するために活動している。こうした組織の多くは議会への政策提言（ロビー活動）を 1 つの目的として取り組んでおり、TPP の問題に関心を強め、積極的に情報発信を進めている団体が少なくない。

また、このような団体の大部分は伝統的に民主党支持の傾向が強く、特にオバマ大統領誕生の選挙戦では、多くの環境保護グループや人権団体等が重要な役割を發揮した。このため、オバマ政権は TPP 問題への対応についても環境保護団体等との情報の共有化や連携強化を図ろうとしているように思える。

全米野生生物連盟（NWF）やグリーンピース、ワールドウォッチ、シエラクラブ、フレンズ・オブ・ジ・アース等国際的にも知られた環境保護団体は FTA や TPP の問題でも積極的に情報を発信してきた。しかし最近の米国では、市民団体の「パブリック・シティズン」や、環境団体と労働組合の連合組織の「シチズンズ・トレード・キャンペーン」、米国とカナダの労働組合連携組織の「チームスターズ」などがホームページを通じた TPP 問題での情報発信では際立っているように見える⁽¹⁾。

TPP 問題に対するこれらの団体の取り組みには、主として次のような特徴がある。

- ものの貿易やサービス・金融事業のグローバル化が米国の労働者の雇用や権利、自然環境、熱帯雨林などの資源、生物多様性、地球温暖化、市民の権利等へ与える悪影響を排除するため、議会や政府に対し情報提供と政策提言を通じて働きかけを強めている。
- WTO（世界貿易機関）のドーハ・ラウンドに加え、近年では米国とペルー、韓国等との二国間自由貿易協定（FTA）の労働、投資、政府調達等の具体的な分野で突っ込んだ要求をしてきた。
- TPP に対しては、FTA の評価できる部分は TPP 交渉の土台とし、評価できない部分はこれを改善させるという方針で対応しようとしている。
- 多くの組織が基本的に与党民主党を支持してきた団体であり、ブッシュ前政権が進めた自由貿易協定は多国籍企業や大企業の利益を優先したものだとして批判してきた。そのため、オバマ政権に対しては自分たちの主張を取り入れた新しい貿易協定の締結を強く求めている。また、多くの団体が同じ民主党支持の労働組合組織との連携を強めている。

＜環境保護団体などの共通スタンスは「米国国内法に基づいた TPP」の実現＞

多くの環境保護団体は熱帯雨林や稀少動植物、海洋資源を保護するため、相手国にこれらの木材や動植物・熱帯魚などの貿易を禁止させる条項を FTA 協定の中に盛り込ませる取り組みに力を入れてきた。基本的には米国の環境保護法等の水準にまで相手国側の対応を引き上げようとするのがポイントである。こうした団体側の考え方は、各国の開発のレベルが違っていても同じ環境・労働条件を満たすことを求めるというオバマ政権の方針と合致している。

なお、ブッシュ前政権がペルーとの間で 2005 年 12 月に合意した FTA に対し、多くの民主党議員が労働者の権利や熱帯雨林開発の問題で反発し、2007 年の修正交渉を経て、熱帯雨林開発の規制などの明確化を図り、オバマ政権スタート直後の 2009 年 2 月から協定が実施に移されたという経過がある。

今後の TPP 交渉では、このペルーとの FTA を基礎に同 FTA の不十分な部分を改善する方向で米国がベトナムやブルネイに合意を迫ることになると予想される。これによって、TPP 締約国の企業が TPP を利用して他の締約国の環境を破壊し、経済的利益を優先的に受けることが阻止される。そのための環境条項を TPP へ入れるというのが米国側の狙いである。

また、多くの環境保護団体が、労働組合と同様に、TPP の投資に関わる条項に強い関心を示している。「海外企業などの投資家に対し、米国企業が付与されている権利よりも大きな権利を与えてはならない」との条項を TPP の中で保証させるとするのが環境保護団体等の要求である。つまり外国の企業や投資家に対する扱いには米国企業との差をつけるべきだとの考え方である。例えば、米国に進出する TPP 締約国の企業や投資家が、「米国政府が再生可能エネルギーや環境保護政策のもとに行う米国企業への補助金給付や雇用創出対策、あるいは政府調達での国内企業への優遇措置は、外国企業や投資家を差別している」として国際的な裁判所等へ訴えようとする場合、これをさせないために必要な条項を TPP の中に盛り込むことが米国の関係団体の狙いである。

2008 年 4 月、オバマ大統領候補はペンシルバニア・フェア・トレード連盟の質問状に対し、「外国の企業が政府を海外の裁判所に訴える権利を与えているような FTA が存在している。しかし、私はそのような権利を厳格に制限するし、市民の安全保護と利益の増進のためには法の適用を例外扱いして外国企業へそうした権利を与えない。米国において、外国の投資家が米国の投資家よりもより大きな権利を与えられるようなことは、いかなる場合にも、私は決してしない」と答えているのである⁽²⁾。

米国政府は、投資紛争処理は企業と政府ではなく、当該国の政府対政府で行うことを基本とする条項をオーストラリアとの FTA に盛り込んでおり、こうした考え方を TPP の中へ取り入れていく方針であると伝えられている⁽³⁾。

＜輸入食品の安全基準も重要な課題に＞

輸入食品の安全問題、検査の強化対策、厳格な原産地ルールの適用も多くの環境保護団体等が求めている課題である。これら組織の共通する主張は、外国

JC 総研「TPP 疑問・反論シリーズ」

から輸入される農産物や食品の残留農薬、検疫、パッケージ、表示等に関する安全基準について、米国の基準を満たさないものはその輸入を禁止するということである。こうした食品の安全基準を他の TPP 参加国でも米国並みの水準に引き上げさせるため、環境保護団体等は米国通商代表部 (USTR) や食品医薬品局 (FDA) が相手国の法律等を審査することまで求めている。

なお、2011 年 1 月 4 日に米国では「食品安全近代化法」が施行されたが、輸入食品の安全問題への発言力を強めようとする団体が、この法律を TPP 交渉の基盤とするよう要求していくのは今後の流れになるだろう。同法は、FDA に食品リコール権限を新たに付与するとともに、食品の輸出入・製造・加工・包装のための米国内施設は 2 年ごとに FDA へ登録することが義務づけられた等、米国の食品行政に重要な変化をもたらすことになった。

ただし、米国農務省が所管する食肉や食肉加工品、加工卵製品などは同法の対象となっていない。また、同法に対する日本国内での評価はまだ十分になされていないと言われている。TPP 交渉において、輸入食品の安全問題や米国の新たな食品安全法の取り扱い等はどのように議論されているのだろうか。日本は世界最大の農産物純輸入国であり、輸入食品の安全問題ではいくらか苦い経験をしてきた。それだけに、菅政権は TPP 参加を決める前に、こうした情報も含め TPP 関連情報の全貌を国内の消費者団体等へ速やかに提供する必要があるのではないか。米国の消費者団体や環境保護団体は、TPP の交渉では米国の基準や法律を基礎にすべきだとの主張ですでに固まっているだけに、日本国内の情報公開は緊急を要する。(文責：薄井 寛)

(1) これらの組織のホームページ：

Public Citizens(<http://citizen.typepad.com/eyesontrade/>)

Citizens Trade Campaign(<http://www.citizenstrade.org/>)

International Brotherhood of Teamsters (<http://www.teamster.org/content>)

(2) International Brotherhood of Teamsters, “*Comments on the Proposed Trans-Pacific Partnership Trade Agreement*,” January 25, 2010 pp.3~4

(<http://www.citizen.org/documents/IBT%20TPP%20comments%201.2010.pdf>)

シエラクラブやパブリック・シティズン、アース・ジャスティスなど 5 団体がまとめた自由貿易協定と投資ルールに関する共同ポジション・ペーパーも参考にした。

(“*Investment Rules in Trade Agreements*,” August 9, 2010)

(<http://www.citizen.org/documents/InvestmentPacketFINAL.pdf>)

(3) Inside US Trade, “*U.S. Environmental Groups Urge Inclusion of Lacey Act Language in TPP*,” June 4, 2010